Ⅰ　倫理審査委員会

平成１７年度から実施予定の疫学研究２課題（新規１課題、中止１課題）の倫理審査について、衛生環境研究センター所長から平成１７年１０月２９日付衛環第９３５号および第９３６号にて福井県衛生環境研究センター・健康福祉センター疫学倫理審査委員会設置運営および要項第４条第１項に基づき、同倫理審査委員会に付議された。

このうち１課題については、分担研究であり、かつ既に他の研究機関において倫理審査委員会の承認を受けたものであるが、同要項細則第４条第２号に該当するため、全委員による書面審査を行った。

他の１課題については、計画の中止であり、同要項細則第４条第１号に該当するため、委員長による書面審査を行った。

１．審査委員

糸　川　嘉則　（仁愛女子短期大学生活科学学科教授）：委員長
日　下　幸則　（福井大学医学部教授）
國　分　恵子　（福井県立大学看護福祉学部教授）
佐々木　紘昭　（福井県医師会副会長）
加　藤　澄子　（福井県看護協会会長）
前　波　　實　（福井県弁護士会）
吉　岡　幸一　（福井県社会福祉協議会会長）

２．研究課題

１）公衆浴場を利用した安全で有効な健康づくりに関する研究の分担研究（新規）
２）健康長寿延伸に向けた高齢者の不慮の溺水・溺死事故実態調査と防止策に関する研究（中止）

３．倫理審査結果

両課題とも「承認」と決した。

平成１８年1月１０日

福井県衛生環境研究センター所長　殿

福井県衛生環境研究センター・健康福祉センター
疫学倫理審査委員会委員長　糸　川　　嘉　則

疫 学 倫 理 審 査 結 果 報 告 書

受付番号	No１
研究課題名	公衆浴場を利用した安全で有効な健康づくりに関する研究の分担研究 （新規）
研究責任者	福井県衛生環境研究センター 環境科学部化学物質研究グループ　総括研究員　　松井　利夫

上記の研究課題に係る疫学研究計画について、福井県衛生環境研究センター・健康福祉センター疫学倫理審査委員会設置運営および要項第５条に基づき審査した結果、下記のとおりに決しましたので報告します。

記

［結　果］
① 承認　② 条件付承認　③ 変更の勧告　④ 非該当　⑤ 不承認

［理由または勧告］

［意見・質問］

① 本研究による心身および社会的健康に関する成果は理解できる。
　公衆浴場を研究手段の一媒体として利用しただけならそれでよいが、公衆浴場そのものの有効性を主張するのであれば、科学的観点からみて、入浴とこの研究成果との直接的関連の検討を要するように思われる。

（参考）

倫理審査委員会委員の意見・質問に対し研究者から次のとおりの考え方（回答）が示された。

［受付番号］ No　1	［研究課題名］　公衆浴場を利用した安全で有効な健康づくりに関する研究の分担研究
［質問・意見］ ① 本研究による心身および社会的健康に関する成果は理解できる。 公衆浴場を研究手段の一媒体として利用しただけならそれでよいが、公衆浴場そのものの有効性を主張するのであれば、科学的観点からみて、入浴とこの研究成果との直接的関連の検討を要するように思われる。	［回答］ ① ご指摘の件については、温泉研究・銭湯に関する研究のわが国の第一人者でもある阿岸祐幸先生（北大名誉教授）および大塚吉則先生（北大、本研究の共同研究者）等による「銭湯における温熱効果の予防医学的意義に関する研究」（厚生労働科学研究補助：平成１５年度、主任研究者阿岸祐幸、平成１６年３月）があます。その中に入浴生理総論、入浴と各種生体機能（循環機能、呼吸機能、内分泌系など)、バイオリズムからみた入浴、入浴と睡眠、高齢者の銭湯入浴、入浴に起因する事故、入浴の心理効果、銭湯でできるリハビリテーションなど多岐にわたる実証的研究がなされています。 私は、「公衆浴場を利用した安全で有効な健康づくりに関する研究」の分担研究者として、一般住民の公衆浴場利用状況の実態の把握および縦断的調査研究を実施し、入浴と心理効果・脱ストレス・社会参加などとの関係を利用・非利用者との間で比較検討することとしています。

平成１８年1月１０日

福井県衛生環境研究センター所長　殿

福井県衛生環境研究センター・健康福祉センター
疫学倫理審査委員会委員長　　糸　川　　嘉　則

疫 学 倫 理 審 査 結 果 報 告 書

受付番号	Ｎｏ２
研究課題名	健康長寿延伸に向けた高齢者の不慮の溺水・溺死事故実態調査と 防止策に関する研究　　（中止）
研究責任者	福井県衛生環境研究センター 管理室企画情報グループ　主任研究員　　斉藤　みゆき （人事異動により研究責任者の交代）

上記の研究課題にかかる疫学研究計画について、福井県衛生環境研究センター・健康福祉センター疫学倫理審査委員会設置運営および要項第５条に基づき審査した結果、下記のとおりに決しましたので報告します。

記

［結　果］
① 承認　② 条件付承認　③ 変更の勧告　④ 非該当　⑤ 不承認

［理由または勧告］